

令和5年第12回稲城市教育委員会定例会

1 令和5年12月12日、午前9時30分から、市役所6階601・602会議室において、令和5年第12回稲城市教育委員会定例会を開催する。

1 出席委員は、次のとおりである。

杉本 真紀子（教育長）

吉田 伸幸

三戸 美代子

北川 英一

白井 妙子

1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長 佐藤 知子

教育指導担当部長 岸 知聡

教育総務課長 長崎 健

学務課長 佐藤 由美子

指導課長 高橋 達也

生涯学習課長 工藤 紀

生涯学習課公民館担当課長 小川 由紀夫

学校給食課長 中島 英

図書館課長 久野 由人

指導主事 佐藤 孝

1 職務のため出席する職員は、次のとおりである。

教育総務課教育総務係長 涌田 恵一郎

教育総務課教育総務係 千代 菜摘

1 会議に付された事項は、次のとおりである。

(1) 日程第1 会議録署名委員の指名

(2) 日程第2 会期の決定

(3) 日程第3 教育行政報告

(4) 日程第4 第43号議案

「令和5年度稲城市教育委員会施策の点検・評価（令和4年度事務事業）について」

(5) 日程第5 報告事項

教育長 ただ今から、令和5年第12回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。

それでは、日程第1 本日の「会議録署名委員」についてお諮りいたします。

会議録署名委員については、教育長指名といたしたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

教育長 ご異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は、北川委員にお願いいたします。

次に、日程第2「会期の決定」についてお諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日とすることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

教育長 ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決しました。

次に、日程第3「教育行政報告」です。教育行政報告につきましては、各課長より報告いたします。

[教育行政報告]

- 教育総務課長
- 1 教育委員会後援名義について
 - 2 令和5年11月東京都市教育長会庶務課長会定例会について
 - 3 第1回 第四次稲城市教育振興基本計画策定委員会について

- 学務課長
- 1 学校教育法施行令第20条に基づき通知された児童・生徒数について
 - 2 令和5年度就学時健康診断について
 - 3 学校給食費未納者への対応について
 - 4 感染症等による稲城市立学校の学級閉鎖等の状況について
 - 5 令和5年度児童・生徒数・学級数（令和5年11月1日現在）について

- 指導課長
- 1 担当者事業について
 - 2 推進事業について
 - 3 研修事業について
 - 4 その他について
 - 5 教育センター関係について

- 生涯学習課長
- 1 社会教育委員関係について

- 2 社会教育活動の振興について
- 3 芸術文化活動の振興について
- 4 二十歳の式典関係について
- 5 文化財の保護と普及について
- 6 生涯学習推進事業について
- 7 放課後子ども教室参加状況（10月分）について
- 8 公民館主催事業の実施状況について
- 9 i プラザの主な主催事業の実施状況について
- 10 生涯学習課利用統計について（i プラザ 令和5年10月分）

- 学校給食課長
- 1 令和5年度第2回多摩地区学校給食共同調理場連絡協議会会長会について
 - 2 施設見学について
 - 3 令和5年度南山小学校保健委員会について
 - 4 令和5年度第4回多摩地区学校給食共同調理場連絡協議会献立研究部会について
 - 5 試食会について

- 図書館課長
- 1 市主催事業について
 - 2 中央図書館主催事業（SPC運営）について
 - 3 分館主催行事について
 - 4 城山体験学習館の主な事業について
 - 5 学校との連携について

教育長 教育行政報告が終わりました。
次に、日程第4 第43号議案「令和5年度稲城市教育委員会施策の点検・評価（令和4年度事務事業）について」を議題とします。
本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、教育委員会の事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を市議会に提出するとともに公表する必要があるもので、提出するものです。詳細につきましては教育総務課長より説明いたします。
教育総務課長。

教育総務課長 それでは、第43号議案、令和5年度稲城市教育委員会施策の点検・評価につきまして、取りまとめを行いましたのでご説明をさせていただきます。第43号議案の資料をお開きいただきまして、資料の3ページをご覧ください。
教育委員会施策の点検・評価についてご説明させていただきます。

まず、概要でございしますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律におきまして、教育委員会は毎年、所管事務の管理及び執行状況について点検と評価を行うことが義務付けられております。稲城市教育委員会では、外部の行政運営評価委員会の知見を活用し点検・評価を行うこととしております。

なお、こちらの行政運営評価委員会につきましては、市長部局で所管している委員会となります。市における持続可能な行政運営に向け、市民及び有識者の意見を取り入れた外部評価を実施することで施策の適正な推進と円滑な遂行を図るために実施されている委員会でございます。学識経験者や市民等の6名の委員で構成されております。

2 評価対象でございます。評価対象につきましては、前年度実施した事業の中から各課1事業を選定しております。

続きまして、評価方法でございます。各課が作成いたしました点検・評価票を基に、教育長、教育委員で構成された教育委員会事務点検評価委員会及び行政運営評価委員会において、担当課長の事業の進捗や成果等の説明及び委員会での質疑応答を基に、「効率性の視点」、「成果の視点」、「その他総合的な視点」等からの評価を行います。その後、各委員会からの評価を踏まえ、教育委員会において総合評価をいたします。今年度につきましては、令和5年7月10日開催の稲城市教育委員会事務点検評価委員会、また、令和5年9月28日及び10月6日に開催されました稲城市行政運営評価委員会にてそれぞれの評価をいただいたところです。本議案につきましては、教育委員会としての総合評価を行うものでございます。

今後の進め方でございますが、まずこちらの点検評価につきましては、市議会に報告するとともに市ホームページにて公表をいたします。また、各事務事業の所管課は、教育委員会事務点検評価委員会及び行政運営評価委員会の評価、教育委員会の総合評価を踏まえまして、今後の事業運営に活用いたします。

では、次のページをご覧ください。令和5年度教育委員会施策の点検・評価対象事務事業の一覧でございます。

こちらは各課1事業で計6事業、教育委員会の総合評価は全てB、現行の事業規模を維持し、着実に実施することが適当という評価になってございます。

続きまして、5ページから10ページまでが各事業の点検・評価票でございます。各事業の内容につきましては7月の教育委員会事務点検評価委員会にてご説明させていただいておりますので、本日は評価票の右下の部分、評価委員会の評価及び今後の進め方についてご説明をさせていただきます。

では、まず5ページをご覧ください。教育委員会におけるタブレット端末導入事業でございます。

右下の教育委員会事務点検評価委員会評価コメントにつきましては、タブレット端末導入により、教育委員会事務局の経費削減、資源削減及び職員の事務作業時間削減が図られるとともに、教育委員会委員の負担軽減も大きく図ることができるため、今後も事業の継続をいただきたい。

続きまして、行政運営評価委員会評価コメントにつきましては、教育委員会におけるタブレット端末導入については、打合せ等をWEBで行える環境の確保や、資料作成に係る印刷の手間が省ける等、非常に良い取組みである。また、教育委員にとっても、過去の関係資料等の閲覧が可能であることから、質の向上に繋がることが想定される。資料については、関係者のみが閲覧できるよう対象フォルダに閲覧権限を設定した上で管理され、教育委員による資料のダウンロードについても制限されているようであるが、WEB会議における通信セキュリティの確認等、引き続き運用にあたってはプライバシーの取扱いに注意を払った上で推進していただきたい。

教育委員会の総合評価はB。

今後の進め方につきましては、タブレット端末の利便性を生かし、今後も経費、資源及び職員の事務作業時間の削減と、教育委員の負担軽減を図る。また、オンラインによる会議を行う場合のセキュリティ対策を始め、タブレットの端末、アカウント、パスワード等の管理を適正に行い、情報漏洩の防止に努めるといふものでございます。

続きまして、6ページ、学務課の学校給食費の徴収でございます。

まず、教育委員会事務点検評価委員会評価コメントでございます。保護者の状況等を配慮し、適切な助言、支援等を行いつつ、現在の学校給食費の徴収管理方法を継続、徹底しながら、過年の給食費も含めて、収納率100%の達成を目指していただきたいというものでございます。

続きまして、行政運営評価委員会評価コメントでございます。学校給食費の徴収については、現年収納率が99.8%と高く評価できる。過年収納率が低値となっているが、分割支払いにより継続徴収している状況を、評価票に記載した方が良い。本評価票では、徴収事務のみを実施しているように表現されているため、人件費が過大に見えて誤解を招いてしまう。徴収事務以外の付随する実施業務について記載することも検討が必要である。また、26市の中でも高い収納率を維持している点を、他市比較として記載することで着実な事務執行がなされている点を積極的に広報すべきであるというものでございます。

教育委員会の総合評価はB。

今後の進め方につきましては、これまでの徴収管理の結果等も含め、着実に事務執行を進めていることの広報を行う。また、引き続き現在の学校給食費の徴収管理方法を継続、徹底し、過年の給食費も含めて収納率100%を目指すというものでございます。

続きまして、7ページ、指導課の外国語指導助手（ALT）業務委託事業でございます。

教育委員会事務点検評価委員会評価コメントでございます。委託業者については、適宜評価を行い、見直しを検討いただくとともに、本事業自体の拡大又は縮小については、今後の国の動向を注視し、教員の外国語指導のあり方とともに研究いただきたいというものでございます。

続きまして、行政運営評価委員会評価コメントでございます。業者を変更した上で年間実績数も増え、アンケート結果からも生徒の意識が上がっていることが確認できる。予算額が横ばいにもかかわらず、成果が出ている事業である。また、本事業では指導コマ数以外でのALTによる取組みが行われており、評価票に記載してあるため、努力されていることが伝わる。ALTの担当ブロックが毎年度同じということであるが、出身国ごとの訛り・癖に慣れてしまうという課題が残る。担当ブロックの変更等、業者との調整が必要。ALTが変わることで、様々な国の英語の訛り・癖を生徒が感じると良い。アメリカ英語だけではなく、訛りのある英語を話すことの羞恥心から消極的になることはないという気付きの場を与え、自信を持てるような工夫を行うことで、引き続き事業を充実させていただきたいというものでございます。

教育委員会の総合評価はB。

今後の進め方につきましては、各学校における委託業者の評価を適宜実施し、事業の課題等の洗い出しを行うとともに、事業の質の向上を図り、児童・生徒が適切な外国語活用能力及び国際感覚を身に付けることができる内容とする。また、ALT活用の成果を生かし、学校における外国語指導を向上させるというものでございます。

続きまして、8ページ、生涯学習課の外国人のための日本語教室でございます。

教育委員会事務点検評価委員会評価コメントでございます。日本語に不自由している外国人にとっては非常に貴重な事業であることから、今後、日本語教室の参加者向けにアンケート調査を実施する等、客観的なデータを元に、本事業への満足度、効果等を検証し、事業を継続いただきたいというものでございます。

続きまして、行政運営評価委員会評価コメントでございます。市民ボランティアの養成も行う二階建て事業であり、市民同士の学び合いという点で、非常に良い取組み。また、受講者数、スピーチ大会の開催における参加者数も増え、交流事業として成立している。日本語を学ばれる方の更なる広がりにつながるよう、受講者の年齢等、データ収集できると良い。また、日本語ボランティアの会で抽出された情報・課題を、市役所窓口担当者に共有することで、外国人の方の来庁時に活用する。東京外国語大学との繋がりもあることから、パートナーシップを締結することで、学生ボランテ

ィアの確保にも繋がる上、学生にとってもネイティブとの交流の場となる。今後は、ボランティアの経験談を、広報等を通じ周知する等、新規ボランティアの確保を強化し、更に推進していただきたいというものでございます。

教育委員会の総合評価はB。

今後の進め方につきましては、今後、参加者向けのアンケート調査結果から満足度、効果等を検証する。また、日本語ボランティアの会で抽出された情報・課題のうち活用可能な内容について、市役所窓口担当者に情報提供を行う。新規ボランティアの確保に向け、活動内容のPRを行うほか、アンケート結果等を踏まえ、大学との連携等についても研究するというものでございます。

続きまして、9ページ、学校給食課の学校給食共同調理場整備事業（第二調理場の維持管理）でございませう。

教育委員会事務点検評価委員会評価コメントでございませう。第二調理場の適切な維持管理のため、必要な予算措置を行い、これまでの取組みを継続することで、今後も給食を停止することなく、安全・安心な給食の提供を続けていただきたいというものでございませう。

行政運営評価委員会評価コメントでございませう。日常的に職員の方が点検し、専門業者も入れた保守点検を定期的に行い、都度修繕が実施されている取組みである。給食停止が発生していないというPRについても、3か年分の公表に縛られず、公表可能な期間分を掲載することで、安全と同時に安心を提供しているということが市民にも伝わる。緊急時の管理体制も整っていることから、しっかりとPRを行い、今後も安全安心な給食提供をお願いしたいというものでございませう。

教育委員会の総合評価はB。

今後の進め方につきましては、施設及び機器の老朽化が進む第二調理場の適切な維持管理について、必要な予算措置を行いながら進め、給食を停止することなく、提供を続ける。また、安全・安心な給食が確実に提供できていることを積極的に広報を行うというものでございませう。

続きまして、10ページ、図書館課の雑誌スポンサー制度でございませう。

まず、教育委員会事務点検評価委員会評価コメントでございませう。図書館と専門的知見を持っている民間事業者において、両者の連携による様々な事業展開を今後も推進するため、雑誌スポンサーの募集案内に、連携に関する案内を記載する等の工夫を行い、両者にメリットが生まれるような事業を行っていただきたいというものでございませう。

続きまして、行政運営評価委員会評価コメントでございませう。本事業は、行政にとってはコスト削減、市民にとっては様々な雑誌に触れることで学びの機会の拡大に繋がる非常に良い取組みであると評価できる。本事業は広告効果がないと認識された時、あるいは企業の経営状況等が変わった時

に、スポンサー撤退も起こりうる。一方で、雑誌提供は市民の学びの条件整備としても、安定的に実施する必要があることから、工夫している点があれば評価票に記載していただきたい。また、本事業における実例をPRし、企業メリットを訴える提案型広報を実施することで、より多くの市内事業者や団体に広がり生まれることから、更なる推進に繋がるというものでございます。

教育委員会の総合評価はB。

今後の進め方につきましては、事業を継続して実施するために、民間事業者が広告効果を実感し多くの事業者が参加できるような事業内容となるように研究を進める。また、民間事業者と図書館の両者にメリットが生まれる事業となるように、事業の実施方法についても工夫を行うというものでございます。

説明は以上でございます。

教 育 長 以上で提案理由の詳細説明が終わりました。

これより質疑をお願いいたします。ただいまの提案を、今後、市議会に報告し、そしてホームページで公表するという段階になりますので、そのような視点からご質問やご意見がありましたら伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

三戸委員。

三戸委員 ありがとうございます。

各課の点検評価の成果を私達もさせていただいたのと、今回、行政運営評価委員会の評価もしっかりしていただいて、非常にどれも良い取組みだと思いますし、コメントの中で行政運営評価委員会の方でもこういったところを少し力を入れていただきたいというようなコメントがございしますが、その上で最終的な総合評価が全てBになっております。

伺いたいのは、今の予算の範囲内で拡充というか、できるところはしていましようということになるかと思うんですけれども、これをAまで上げるというのはかなりレアケースなのかというのをお聞きしたいなと思います。特に、個人的には生涯学習課の外国人のための日本語教室等が今後拡充の余地がかなりあるのかなと思っておりますけれども、予算の中でまだできる場所があるというような程度のカテゴリーなのか、Aというのはかなりですかね。これだけ一生懸命点検してきた上でもBにとどめるというところのさじ加減を伺えればと思います。

教 育 長 教育総務課長。

教育総務課長 このA・B・Cの評価でございますが、Aに事業の拡大・拡充というと

ころが入ってございますので、こうするともっと良くなるというような工夫というところは全ての事業で評価いただいて、そういった将来的な視点というのは入れていただいているんですが、ここで拡大を見つつも予算がというところもあります。例えば今おっしゃっていただきました外国人のための日本語教室ですと、対象となる外国人が増えているかという横ばいの状況というところもございまして、拡大・拡充というところまでは行かないんじゃないかというようなところではございます。ただ、評価をしていただいてもっと予算をつけてでも、拡大・拡充をしていくというところの意見を頂戴した場合にはAという可能性も当然あるものと思って評価しているものでございます。

三戸委員 ありがとうございます。

 カテゴリーとして新しいことに取り組まなければならないことかなと思いますが、これは行政運営評価委員会のコメントにもありますように、2階建てになっている中では市民ボランティア、どちらかというところの外国人のサービスよりはその市民ボランティアのほうが今後もう少し強化できるのかなというのも教育委員会の中で発言させていただきたいと思っております。また、今年でなくてそういったところの方針の中でも結構ですので、そういったところで意見としていただければと思います。よろしく願います。

教 育 長 そのほか、いかがでしょうか。

 北川委員。

北川委員 三戸委員の質問の関連ですけれども、雑誌スポンサー制度、担当の考えはさらなる事業の拡大・拡充が適当ということで担当課はそのような意見を目標にしているわけですが、結果的には総合評価はBということになっているんですが、そのところの部分、説明をお願いしたいと思います。

教 育 長 これは、最終的には作成したのは教育総務課ですので、教育総務課長のほうからお願いできますか。

教育総務課長 はい。

教 育 長 暫時休憩。

 (暫時休憩)

教 育 長 再開します。

教育総務課長。

教育総務課長　こちらにつきましては、さらなる事業の拡大・拡充が適当という形で図書館課から出てきたものにつきまして、スポンサーとなる事業者数や提供雑誌数につきましては、今後この制度を進めていくことで広がっていくだろうということで、拡大・拡充という対応も考えておくということですが、事業の枠組みとして変わるというわけではないところで、現行の事業規模を維持するというような評価に最終的にはさせていただいたものでございます。

以上でございます。

教育長　北川委員。

北川委員　担当課の評価と教育委員会の総合評価の文言は全く同じなんですよね。さらなる事業の拡大・拡充が適当と書いてあって、下の場合はさらなる事業の拡大・拡充ではないという、そのところが違う表現なら話は分かるんですけども、中身が、スポンサーが広がっていくだろうということで、上のほうは拡大・拡充が適当、下のほうは制度としては拡大・拡充しないんだと、何か言っていることが場所によって違うのは理解が難しいと思います。

教育長　1つ、私のほうから説明させていただきたいと思います。

上の担当課の考えは、特に教育論という視点からの担当課の考えを、これは雑誌スポンサー制度を市民の方々が図書館に来て雑誌を活用したりしているその様子等を見たところで、また、地域のスポンサー等との今までの協働・連携の経緯等から教育論ということでさらなる拡大・拡充が適当というふうに提出をされたのかと認識しております。次の段階として、総合的に教育委員会の予算等の責任者としての教育総務課の立場としては、行政運営評価委員会の中で、特に中段、スポンサー撤退も起こり得るですとか、また一方で、雑誌提供は市民の学びであると、安定的に実施する必要があると、こういった文言等を含めて踏まえたところで、予算等も責任として持っている教育総務課の見解として、これはBというところを最終的には提案をされたというふうに私は認識しているところです。

また、雑誌を提供するということについては、公共図書館が雑誌、特に最近はかなり個人的に使えるような付録等も提供している雑誌というものについて、公共図書館がどこまで提供するのかということについては世論も様々な論議があるという状況の中です。そういったところも踏まえまして、私も事務局を代表する立場として、これは担当課としてはAだったけれども総合としてはBということで提出をさせていただいているとい

う次第です。
この件はよろしいでしょうか。

北川委員 はい。

教育長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、三戸委員からも先ほどお話があり、北川委員もご発言いただきましたけれど、行政運営評価委員会から大変私達に応援をいただくようなコメントもいただいているというふうに取り取っているところです。全体を通して、それぞれの各課の事業、特に広報やPR活動についてもう一歩必要ではないかというご示唆もいただいていますので、これは全課で今後気持ちを、必要性を共有したところで進めていくようにしていきたいと思えます。

それでは、ほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより、第43号議案「令和5年度稲城市教育委員会施策の点検・評価（令和4年度事務事業）について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（ 挙手全員 ）

教育長 ありがとうございます。挙手全員であります。よって、第43号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第5 報告事項です。本日の報告事項は2件です。

それでは、報告事項1「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の詳細について」です。

それでは、指導主事より説明をお願いいたします。

指導主事 資料はサイドブックスの報告事項1をご覧ください。

それでは、令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の詳細につきましてご報告させていただきます。

それぞれの内容につきまして、各校に詳細な聞き取りを行っておりますが、個人を特定するような内容につきましてはお伝えできない情報もございますのでご了承ください。

はじめに、1ページ、I 暴力行為の状況につきましてご説明いたします。

小学校では(3)生徒間暴力、中学校では(3)生徒間暴力と2ページの(5)器物損壊で報告がございます。

小学校の(3)生徒間暴力につきましては、「友達に押されて転倒した」や

「下校中にたたかれた」がございました。

中学校の(3)生徒間暴力につきましては、「ちょっかいを出されたことに対してヘッドロックをかけた」、「髪をくしゃくしゃにされたことに対して腹を立て、肩を突き飛ばした」、また、「その仕返しにタブレットでたたいた」等がございまして、いずれにいたしましても大きなけがはなく、それぞれの児童生徒に対しての指導は済んでおります。

2 ページの(5)中学校の器物損壊につきましては、「友達と壁をパンチしていて、エスカレーターしてひじ打ちをしてしまい壁に穴を開けた」、「バドミントンのラケットをいらいらして投げたり蹴ったりして先の部分を破損させた」等の報告がございました。こちらにつきましても学校にて適切に指導を行っております。

次に、3 ページ、いじめの状況につきましてご説明いたします。

令和2年度から令和3年度にかけて数値が大幅に増加したことにつきましては、前回ご報告させていただきましたとおり、コロナの収束により学校での活動が平常に戻ってきたことによることが要因として考えられます。

2 いじめの認知件数において、令和4年度、小学校は1,438件、中学校は109件でございます。これを学年別に分析いたしますと、学年が上がるにつれて認知件数が下がっていく傾向がございました。これは全国的に見ても同様の傾向がございます。

稲城市の1校当たりの認知件数は、小学校は119.8件、中学校は18.2件であり、全国平均を上回っております。このことにつきまして文部科学省は、いじめの認知件数が多い学校について、いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知、その解消に向けた取組みのスタートラインに立っていると極めて肯定的に評価していると示しております。

4 いじめの態様につきましては、「その他」を除く下から4つについてご説明いたします。

まず、上から5つ目の「金品をたかられる」につきましては、小学校において報告があり、いずれもお菓子をおごってほしいといった内容でございました。

次の「金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする」につきましても、小学校では「ポケモンカードを貸した際になかなか返してもらえなかった」、「鉛筆やハンカチ等を隠された」といった内容でした。中学校では、「筆箱やシャープペンシル等の学用品を勝手に取られたり隠されたりした」等のトラブルがございました。いずれも学校で指導が済んでいると報告を受けております。

次の「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする」につきましては、小学校では「嫌なことを言われた」、「自由帳に絵を描いているところを邪魔された」、「からかわれた」、「後ろから押され

た」、「ちょっかいを出された」、「好きな人をみんなの前で言われた」、そういった嫌なことや恥ずかしいことが多く、特に1年生から3年生に多い傾向がありました。中学校では、「座ろうとしていたところ椅子を引かれた」、「小学校のときの嫌な話をされた」等がございました。

最後に、「パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる」につきましましては、「オンラインゲームでの仲間外れ」と「LINE等のSNS上での悪口」が多くございました。

次に、4ページ、Ⅲ 長期欠席の状況につきましましてご説明いたします。

令和4年度に90日以上欠席した児童生徒につきましましては、小学校で39人、中学校で105人となっております。このうち小学校では6年生を除く1年生から5年生の27人につきましまして、今年度、令和5年10月31日現在で調査いたしましたところ、既に90日以上欠席している児童は17人いました。残りの10人につきましましては、比較的登校できている児童とそうでない児童とのばらつきがございました。中学校では、3年生を除く59人につきましまして令和5年10月31日現在で調査いたしましたところ、既に90日以上欠席している生徒は36人いました。残りの23人につきましましては、小学校と同様に、比較的登校できている生徒とそうでない生徒とのばらつきがございました。少なくとも、小学校、中学校ともに登校できるようになった児童生徒が一定数いることを確認することができました。

次に、不登校の要因につきましまして説明いたします。

小・中学校ともに、「生活リズムの乱れ、遊び、非行」と、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」が一番多くなっております。「生活リズムの乱れ、遊び、非行」の内容につきましましては、昼夜逆転の生活の報告がございました。「いじめを除く友人関係をめぐる問題」の内容につきましましては、特定の友達とのトラブルではなく友人関係がうまくいかない状態であること、例えば休み時間に自分が遊びたい遊びを提案しても採用されずつまらない思いをするであったり、けんかをして折り合いがつけられなかったり等のことが挙げられます。先に該当なしの内容につきましましては、本人の特性上の情緒的な課題やコミュニケーションが難しいこと、体調が優れない等がありました。

最後に、長期欠席のその他についてご説明いたします。

家庭の考えによるホームスクール、学校への不信感、兄弟が休むと自分も休む等がございました。また、海外留学や子役の仕事等の報告がございました。

説明は以上でございませう。

教 育 長 以上で、報告事項1「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の詳細について」の詳細説明が終わりました。

これより質疑をお願いいたします。
北川委員。

北川委員　ご報告ありがとうございます。
不登校の児童生徒ですが、生活の乱れや人間関係、友人関係の問題等の原因の説明がありました。その内訳はどのぐらいなのでしょう。

教育長　指導主事。

指導主事　まず、本資料にはございませんが、不登校の要因といたしまして詳細な数字をお伝えいたします。
不登校の要因で学校に係る状況、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」につきましては、小学校では主たるものとして8件、中学校では主たるものとして10件、報告がございます。また、本人に係る状況といたしましては、「生活リズムの乱れ、遊び、非行」につきましては、主たるものが小学校で12件、中学校で9件、報告がございます。
以上でございます。

教育長　北川委員。

北川委員　その要因については、児童生徒のアンケートなのでしょう、それとも教員のアンケートなのでしょう。

教育長　指導主事。

指導主事　こちらはアンケートといえますか、不登校の要因について学校で児童生徒の状況を判断いたしまして、学務課への報告ですとか指導課への報告という形で学校での認識として報告がございます。
以上です。

教育長　北川委員。

北川委員　すみません。データの読み取りがうまくできていないんですが、先ほど説明があった不登校の人数はかなり多いんですが、そのうちの例えば友人関係では小学校は8、中学校は11ということですか。不登校が全部で100人以上いるわけですから、その内訳がそうなっているという解釈でよろしいですか。要するに、内訳のほかは何なのかなというのを知りたいところなんです。

教育長 指導主事。

指導主事 小学校の不登校の要因につきましては、学校に係る状況といたしまして、「いじめ」、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」、「教職員との関係をめぐる問題」、「学業の不振」、「進路に係る不安」、「クラブ活動・部活動への不適應」、「学校の決まり等をめぐる問題」、「入学・転入学・進級時の不適應」。家庭に係る状況といたしまして、「家庭・生活環境の急激な変化」、「親子の関わり方」、「家庭内の不和」。本人に係る状況といたしまして、「生活リズムの乱れ、遊び、非行」、「無気力、不安」。最後に、先に「該当なし」がございます。こちらを全て足しますと、小学校では85人、中学校では152人というふうになります。

以上でございます。

教育長 北川委員。

北川委員 ありがとうございます。

だんだん分かってきましたが、その詳細というのはどこかで見せていただけるんですか。結局、学校に何かストレスの課題があるのであればそこを改善する糸口があるのかなというふうに思うので、それぞれどのぐらいあるのかなということと、あと、これは少し難しいのかもしれませんが、児童・生徒が自分自身でどう思っているのかということを知りたいと思うんですけれども、これは蛇足です。

教育長 少し補足をさせていただきますけれど、北川委員も校長先生をご経験されていますので、どこの学校でも行っている文部科学省等が行う問題行動調査は、もうご承知かと思いますが、これは学校回答ということですと行ってきております。学校の中で児童生徒に聞き取りをしたり、面談をしたり様々積み重ねをしていますけれど、最終的にはこの調査は全国統一して学校回答ということですので、回答としては教育委員会に対して学校が回答してきているというものになります。先ほどご要望いただき、今、指導主事が説明をいたしました不登校の内訳についての主な事由については口頭での数の報告でしたけれど、一覧になっている資料があるかと思しますので、これについては後ほど委員の皆様にはご覧いただくということで、よろしく申し上げます。

北川委員。

北川委員 よろしく申し上げます。

私が気になっているのは、先日の研修会で話があったんですけども、不登校の要因について調査によってばらばらだと、本人のいわゆる家庭的

なものとか本人のパーソナリティーの問題みたいなものも重視されているような結果が出ていたり、学校の友人関係とか対教師関係みたいなところがかなり多く出ていたりするところがあるので。問題行動調査は私も分かっていますけれども、どうやったら実態が正確に測れるのかなということは私がずっと思っているところです。

以上です。

教育長 それでは、ほかにいかがでしょうか。
吉田委員。

吉田委員 いじめの状況の3番のところなんですけども、令和4年度の報告ということで伺っていますが、解消に向けて取り組み中というところで3か月以上経過しているもの、していないものがありますけれども、現在の状況が分かりましたら教えていただけますか。

教育長 指導主事。

指導主事 現在の状況につきましては、6月と11月にふれあい月間を行っております。そちらも含めまして今年度解消しているかどうかというものは今年度の6月のふれあい月間の数値に反映されているというふうに考えられます。現段階の11月のふれあい月間の報告につきましては、先週の12月8日が締切りでしたのでこの後集計をして、現在の解消に向けての認知件数を把握するといった状況でございます。

以上でございます。

教育長 暫時休憩します。

(暫時休憩)

教育長 再開します。
指導課長。

指導課長 昨年度から今年度にかけていじめが継続しているかということにつきましては、全て指導をしておりますので一旦収まっている状況はあります。ただ、その後またその行為が発生したかどうかについての関連につきましては、継続しているという認識はございません。ただし、再発したということは可能性としてはあり得るとの留意が必要と認識しております。
以上です。

教 育 長 吉田委員。

吉田委員 ありがとうございます。

私が気になったのは、このアンケートの数字がきちっと出ていて、それに対して解消しているものとしていないものに分かれている。解消しているものはいいんですよね。解消していないものがその後どうなったのかということがやっぱり気になる。せっかくこれだけの調査をしてというところで気になったので、収まったというのか解消したというようなニュアンスなのか分かりませんが、その辺を注意深く見ていただけたらなと思います。

教 育 長 ありがとうございます。そこのところはよろしくお願いします。
それではほかにいかがでしょうか。

(なしの声あり)

教 育 長 ほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。
次に、報告事項2「令和6年度稲城市立学校教育課程作成について」です。
報告事項2は予算に関わる案件であることから非公開といたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

教 育 長 ご異議なしと認めます。よって、報告事項2は非公開審議といたします。
これより非公開審議に入りますので、関係者以外の退席を求めます。暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

※指導主事は退室する。

(これより報告事項2は非公開審議)

非公開審議

(これにて報告事項2の非公開審議は終了)

(暫時休憩)

教 育 長 それでは再開いたします。

 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。これにて閉会といたします。

(午前10時43分閉会)